

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

枚 方 市 長

届出者 住所
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

〔土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更〕 について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 枚方市
 2 行為の着手予定日 年 月 日
 3 行為の完了予定日 年 月 日
 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m²			
建築物の建築又は工作物の建設又は設計の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要			届出部分	届出以外の部分
				合 計	
		(i) 敷地面積			
		(ii) 建築又は建設面積		m ²	m ²
		(iii) 延べ面積		(m ²)	(m ²)
(iv) 敷地の地盤面の高さから m		(vii) 緑化施設の面積 m ²			
(v) 高さ地盤面から m		(viii) 用途			
(vi) 居室の床面の高さから m		(ix) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			

通 知 欄

※ 受付欄	※ 通知番号・年月日	※ 通知内容
	都 計 第 号 年 月 日 枚方市長 伏見 隆	

備考

※は記入しないでください。

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
5. 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとする。
6. 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。